

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 社長の後継者の結婚披露宴費用

Q : 当社の社長の長男であり、将来は社長を継ぐことになっている専務が、このたび結婚しました。

そこで、この機会に社長の後継ぎとして顔を覚えていただく意味もあり、取引先や同業者などを多数招待して、結婚披露宴を盛大に行いました。

この費用は当社の将来のために必要な費用なのですが、会社の交際費として処理してよいのでしょうか。

A : ご質問の結婚披露宴の費用は、専務個人に対する役員賞与になります。

【解説】

本来、結婚式や結婚披露宴は、社会通念上、個人的色彩が強い私的な行事であり、その費用は個人が負担すべきものと考えられています。

したがって、これらの行事に取引先や同業者を多数招待してその費用を支出したとしても、それを会社の費用とすることは認められず、会社がこのような費用を負担した場合は、その費用はその人に対する給与として取扱われることとなります。また、臨時的な給与ですから、賞与ということになります。

ご質問の場合、専務に対する賞与ですから、役員賞与となり、全額が損金不算入となります。

なお、役員賞与ですから、源泉徴収も忘れずにしてください。

